

養育費等申告書

令和 7 年度自立支援給付金支給申請（4 月～7 月）用

令和 5 年中（1 月から 12 月まで）の養育費等の状況

1. 母（父）又は児童が受け取った養育費

受領期間	年 額	備 考
令和 5 年 1 月～12 月	円	

※養育費を受け取っていない場合は、年額欄に「0 円」とご記入ください。

2. 税法上の扶養親族のうち令和 5 年 12 月 31 日時点で 16 歳以上 19 歳未満の方

（※平成 17 年 1 月 2 日～平成 20 年 1 月 1 日生まれの扶養親族の方）

氏名（続柄）	生年月日	同居・別居	住所（別居の場合記入）
（ ）	平成 年 月 日	同 ・ 別	
（ ）	平成 年 月 日	同 ・ 別	

私の令和 6 年度（令和 5 年中）の養育費の受領状況等について、上記のとおり申告します。

（申請者氏名） _____ 印

※自署の場合は押印を省略することができます。

<注意事項>

【養育費について】

- 児童の父又は母が複数いて、それぞれから養育費を受けている場合は、合計額を記入してください。
- 児童が 18 歳に到達した日以降、最初の 3 月 31 日までに受け取った養育費が対象です。
- 養育費の対象となるもの
 - 申請者である母（父）が、監護している児童の父（母）から支払われたものであること。
 - 受領者が母（父）又は児童であること。（代理人も含む）
 - 受領したものが、金銭又は有価証券（小切手・手形・株券・商品券等）であること。
 - 養育費の支払方法が、手渡し（代理人を介したものも含む）・郵送・口座振込であること。
 - 仕送り・生活費・家賃・光熱費・教育費など児童の養育に関係ある経費として支払われていること。
- 養育費の対象とならないもの
 - 申請者である母（父）が、監護している児童の父（母）以外から支払われたものである場合
 - 受領者が母（父）又は児童以外の者である場合
 - 受領したものが、不動産（土地・建物など）、動産（車・家財道具など）の場合
 - 「慰謝料」や「財産分与」として支払われる場合（公正証書など公的機関の書面がある場合、あらかじめ取り決めがあり区役所への申出がされている場合など）
- 申請者が未婚の母親である場合
 - 児童の父が児童を認知しており、かつ上記 3 に当てはまる場合は養育費に該当します。
- 自分の子と自分の子以外の子を養育している場合
 - 自分の子の養育に必要な費用を受け取っており、上記 3 に当てはまる場合は養育費に該当します。
- 児童扶養手当の支給水準の算定の際、養育費の 8 割相当額が所得に加算されます。

【16 歳以上 19 歳未満の税控除対象扶養親族について】

- 該当する扶養親族がいる場合には、児童扶養手当の支給水準の算定の際、1 人当たり 15 万円が限度額に加算されます。